



平成 29 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 セントラル硝子株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 皿澤 修一  
(コード 4044 東証 第一部)  
問合せ先 経営管理室長 河部 守弘  
(TEL. 03-3259-7062)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会にて、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議し、また、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 103 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 までに、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(参考) ただし、株式売買後の振替手続きとの関係で東京証券取引所における売買単位の 100 株への変更予定日は、平成 29 年 9 月 27 日となります。

(4) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の規定に基づき、取締役会決議によって行うものですが、この定款一部変更は、本株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）も踏まえて投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	214,879,975 株
株式併合により減少する株式数	171,903,980 株
株式併合後の発行済株式総数	42,975,995 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および併合割合に基づき算出した理論値であります。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主数	11,598 名 (100.0%)	214,879,975 株(100.0%)
5 株未満	386 名 ( 3.3%)	600 株 ( 0.0%)
5 株以上	11,212 名 ( 96.7%)	214,879,375 株(100.0%)

(割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入)

(注) 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、所有株式数が 5 株未満の株主様 386 名は、下記(4)記載の処理を行ったうえで株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合後の発行可能株式総数

171,903,980 株 (併合前は 867,944,000 株)

なお、会社法第 182 条第 2 項に基づき、株式併合の効力発生日 (平成 29 年 10 月 1 日) に、発行可能株式総数を定める定款の規定は、上記のとおり変更されたものとみなされます。

(6) 併合の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

本株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の定款は次のとおり変更となります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 5 条 (省 略)	第 1 条～第 5 条 (省 略)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8 億 6,794 万 4 千株</u> とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 億 7,190 万 3,980 株</u> とする。
(単元株式数)	(単元株式数)
第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
第 8 条～第 41 条 (省 略)	第 8 条～第 41 条 (省 略)

4. 日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 26 日
定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 29 日 (予定)
1,000 株単位での売買最終日	平成 29 年 9 月 26 日 (予定)
100 株単位での売買開始日	平成 29 年 9 月 27 日 (予定)
単元株式数変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

以 上

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式にすることです。今回、当社では 5 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A 3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）も踏まえて投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか？

A 4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された所有株式数に 5 分の 1 を乗じた数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、所有株式数および議決権個数は次のとおりになります。

例	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権個数	所有株式数	議決権個数	端数株式
1	1,000 株	1 個	200 株	2 個	なし
2	1,234 株	1 個	246 株	2 個	0.8
3	4 株	0 個	0 株	0 個	0.8

- ・例 1 に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例 2 の単元未満株式（効力発生後において例 2 では 46 株）につきましては従前と同様に、ご希望により「単元未満株の買増し」または「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただけます。
- ・例 2 に発生する端数株式につきましては、会社法第 235 条に基づきすべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。このお支払代金（端数株式処分代金）は平成 29 年 12 月上旬頃お送りすることを予定しております。
- ・例 3 の株主様は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式になり株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5. 1 株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 5. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度または買取制度をご利用いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、お取引のある証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 6. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 5 分の 1 となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本は変わらないため、株式 1 株当たりの資産価値は 5 倍になります。株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

Q 7. 受け取る配当金額への影響はありますか。

A 7. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後は、併合割合（5 株を 1 株に併合）を勘案して、1 株当たりの配当金を設定させていただく予定

ですので、業績変動等の他の要因を別にすれば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式については、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないですか。

A 8. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 9. 次のとおり予定しております。

取締役会（株主総会招集決議）	平成 29 年 5 月 26 日
定時株主総会	平成 29 年 6 月 29 日
100 株単位での売買開始日	平成 29 年 9 月 27 日*
単元株式数変更及び株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日*
株主様へ株式併合割当通知発送	平成 29 年 10 月下旬*
端数処分代金の支払開始	平成 29 年 12 月上旬*

\*平成 29 年 6 月 29 日に開催予定の定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決された場合の予定です。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更及び株式併合に関し、ご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号  
三井住友信託銀行 証券代行部  
電話 0120-782-031（通話料無料）  
受付時間 9:00～17:00（土日休日を除く）